

令和5年度行政監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和5年度行政監査実施計画を次のとおり定める。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく事務の執行に関する監査
(中野区監査委員監査基準第16条第3項の規定に基づく行政監査)

第2 監査の対象

1 監査のテーマ

リース契約について

2 対象事務

令和4年度現在、区が長期継続契約を締結しているリース契約及び再リース契約

3 対象部局(課)

対象事務に掲げる契約を締結している部局(課)

第3 監査の期間

令和5年11月22日(水)から令和6年3月27日(水)まで

第4 監査の基本方針

自治体の契約は単年度の契約が原則とされているが、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるものについては、長期継続契約を締結することができるとしている。長期継続契約には、電子計算機等の事務用機器及び車両等の借り入れの契約などがあり、いわゆるリース契約がこれにあたる。

リース契約では保守契約も併せて結んでいるものも多い。また、当初のリース契約終了後、引き続き借り入れる契約(以下、「再リース契約」という。)を締結することもある。

そこで、区全体のリース契約について、保守点検についての確認、リース契約満了時からの再リース契約の期間や支払総額の調査等、リース契約を検証することにより、リース契約が適正に行われることを目的に監査を実施する。

第5 監査の着眼点

1 リース契約は法令に基づき適切に締結されているか。

- 2 保守点検は適切に実施されているか。
- 3 再リース契約が適切に行われているか。

第6 監査実施方法

1 書面監査

関係部局（課）に対して調査票及び関係資料の提出を求め実施する。

2 実地監査

必要に応じて実施案件を選定し、現地にて関係課からの説明を受け実施する。

3 事情聴取

必要に応じて、関係課から事情聴取する。

第7 監査の実施場所

監査事務局ほか

第8 監査の日程

実施計画決定	※ 11月22日（水）
監査実施通知	11月22日（水）
細目通知	11月24日（金）
書面監査開始	12月14日（木）
書面監査終了	1月17日（水）
問題点検討	※ 2月 7日（水）
報告素案（講評内容）検討	※ 2月14日（水）
報告素案（講評内容）決定	※ 2月21日（水）
講評、報告（案）検討	※ 3月 6日（水）
報告（案）検討	※ 3月13日（水）
報告（案）検討	※ 3月21日（木）
報告決定	※ 3月27日（水）
区長提出、公表	※ 3月27日（水）

（※ 監査委員協議会開催予定）